

1 趣旨

物価高騰下において継続的な賃上げを行える環境を整備するため、生産性向上に向けた設備投資を行う中小企業者に対し、予算の範囲内において、中小企業ブーストアップ補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 定義

(1) 生産性向上 既存の事業活動において、労働投入量から得られる成果量の比率である労働生産性を向上させることをいう。

(2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者である会社及び個人。ただし、次のいずれかに該当する中小企業者は除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有していること。

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有していること。

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

ア 市内に主たる事業所を有する中小企業者である者

イ 1年以上引き続いて事業を営んでいる者

ウ 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていない者

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営んでいない者

4 補助対象事業

(1) 補助の対象となる事業は、市内事業所の生産性向上に資する設備投資を行う事業とする。

(2) (1)の規定に関わらず、次の事業は補助対象としない。

ア 国、大阪府、その他公共団体又は公共的団体から補助金等を受けている事業及び受ける見込みのある事業

イ 補助金の趣旨に照らして適切でないもの

5 補助対象経費

- (1) 補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する次の経費とする。
 - ア 市内の事業所において直接的に事業活動の用に供する設備の購入費用であって、取得価額が単価 200,000 円（消費税及び地方消費税を含まない額）以上であるもの
 - イ アの設備購入に付随して必要と認められる初期導入経費（アに係る経費総額の2分の1を補助対象経費算入の上限とする。）
- (2) 補助金の交付決定後に発注又は契約を行ったものであって、補助対象事業の完了報告までに納品及び支払いを終えたものを補助対象経費とする。
- (3) (1)~(2)の規定に関わらず、次に掲げる費用は補助対象としない。
 - ア 汎用性があり、補助対象事業の目的外使用となりえるものの購入費用
 - イ ホームページ等（電子商取引サイト等、ウェブサイト全般）の作成委託費用
 - ウ 既存設備の保守、修繕に係る費用
 - エ 予備品の購入費用
 - オ 顧客に提供する商品（レンタル品を含む）自体の購入費用
 - カ 保守費用、保険料等の継続費用
 - キ 不動産の購入費用
 - ク そのほか、補助金の趣旨に照らして適切でないもの

6 補助金の額等

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) (1)の金額が2,000,000円を超える場合は、2,000,000円とする。
- (3) 補助金の交付は、1の事業者に対し、1回限りとする。

7 手続の概要

- (1) 手続の流れ
 - ア 補助金の交付申請
 - イ 補助金の交付決定
 - ウ 補助金の変更交付申請（交付申請の内容を変更しようとする場合のみ）
 - エ 補助金の変更交付決定（変更交付申請があった場合のみ）
 - オ 補助対象事業の完了報告
 - カ 補助金の交付額の確定
 - キ 補助金の交付請求
 - ク 補助金の交付
- (2) 交付申請の日及び交付決定の日は、同一年度内でなければならない。

8 補助金の交付申請

(1) 申請の時期 指定された期限まで

(2) 提出書類

ア 補助金交付申請書（様式第1号）

イ 企業概要書（様式第2号）

ウ 事業計画書（様式第3号）

エ 法人の場合、履歴事項全部証明書の写し

オ 個人の場合、直近の確定申告書及び個人事業の開業届出書の写し

カ 直近の市町村民税の納付又は非課税を証する書類

キ 補助対象となる設備の仕様等が確認できる書類

ク 補助対象経費の額を証する書類

ケ 設備等の設置予定場所の現況が確認できる書類

コ そのほか、必要と認められる書類

(3) 対象設備の取得価額が単価 500,000 円（消費税及び地方消費税を含まない額）を超える場合には、同様の設備に対して複数者からの見積を徴取し、提出するものとする。ただし、複数者から見積の徴取ができない場合又は最も安価な設備を選定しない理由がある場合には、事業者選定理由書（様式第4号）の提出をもって替えることができる。

9 補助金の交付決定

(1) 補助金交付申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

(2) 交付決定には、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができる。

10 補助金の変更交付申請

(1) 交付申請の内容を変更しようとする場合は、補助金の変更交付申請を行う。

(2) 提出書類

ア 補助金変更交付申請書（様式第6号）

イ 8(2)のうち、内容が変更されるもの

(3) 軽微な変更と認めるときは、補助金の変更交付申請を省略させることができる。

11 補助金の変更交付決定

(1) 補助金変更交付申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

(2) 変更交付決定には、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができる。

12 補助対象事業の完了報告

- (1) 報告の時期 指定された期限まで
- (2) 提出書類
 - ア 事業完了報告書（様式第 8 号）
 - イ 補助対象事業の実施状況が分かる書類
 - ウ 補助対象経費の支払いを証する書類

13 補助金の交付額の確定

- (1) 事業完了報告書等の内容を審査の上、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第 9 号）により、報告者に通知する。
- (2) 交付額の確定の通知の際に、補助金交付請求書の提出期限を通知する。

14 補助金の交付請求

- (1) 請求の時期 指定された期限まで
- (2) 提出書類
 - ア 補助金交付請求書（様式第 10 号）
 - イ 補助金の振込先口座の通帳の写し等

15 補助金の交付

補助金交付請求書等の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

16 帳簿の整備等

補助金の交付を受けた者は、次の書類を、補助金の交付後 10 年間保管しなければならない。

- ア 補助対象事業に係る金銭の支出を明らかにした帳簿
- イ 当該支出を証する書類

17 財産処分の制限等

補助金により取得した単価 500,000 円（消費税及び地方消費税を含まない額）以上の設備については、次の期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、廃棄又は担保に供してはならない。

- ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号、及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和 5 年 4 月 26 日経済産業省告示第 64 号）に規定する年数
- イ アに規定がないものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に規定する年数
- ウ ア又はイに規定する年数が 10 年を超える場合は、10 年間

18 調査

- (1) 調査の必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた者に対し、補助対象事業の実施状況について、帳簿又は証拠書類等の提出を求め、調査若しくは質問をすることができる。
- (2) 補助金の交付決定を受けた者は、正当な理由がない限り、(1)の調査を拒んではならない。

19 補助金の交付決定の取消し等

- (1) 補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
 - イ 補助金の交付決定又は変更交付決定に付した条件に違反したとき。
 - ウ 16、17 又は 18(2)に違反したとき。
 - エ そのほか、補助金の趣旨に照らして不適切と認められる事実が判明したとき。
- (2) 補助金の交付決定を取り消したときは、当該理由を記載した補助金交付決定取消通知書により、その者に通知する。また、取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、併せて、返還すべき額及び返還期限を通知する。
- (3) 既に交付を受けた補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された者は、指定された期限までに、当該取消しに係る補助金を全て返還しなければならない。

20 施行期日

この要領は、令和8年2月13日から施行する。

吹田市中小企業ブーストアップ補助金交付申請書

令和 年 月 日

吹田市長 宛

次のとおり吹田市中小企業ブーストアップ補助金の交付を申請します。

1 申請者

事業所所在地	〒 吹田市		
フリガナ		主たる業種	
事業者名(屋号)		日本標準産業 分類(中分類)	
フリガナ			
代表者	(役職) ※法人のみ	(氏名)	
担当者		電話番号	
補助対象経費 (税込)			円
交付申請額 (千円未満切捨)			円

誓約・同意事項 ※ 申請に当たって、次の事項を遵守することを誓約・同意します。

1	私は、補助金交付要領及び募集要項に定める対象者の要件を全て満たしており、申請内容に偽りはありません。また、次のいずれかに該当する場合は、補助金の返還に応じます。 ・虚偽等の不正が発覚した場合 ・補助対象経費に対する国等の行う補助金の採択を受けた場合 ・補助金により取得した設備等について、財産処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して処分した場合	<input type="checkbox"/>
2	私は、吹田市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。	<input type="checkbox"/>
3	私は、補助金の対象要件の妥当性を審査するため、吹田市が必要な税等の公簿等の確認を行うことや他の行政機関等に求めることに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。	<input type="checkbox"/>
4	私は、次のいずれにも該当しません。 ・大企業が実質的に経営に参画している企業(いわゆる「みなし大企業」) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項、第 5 項、第 11 項及び第 13 項に規定する事業を営んでいる ・大阪府暴力団排除条例(平成 22 年大阪府条例第 58 号)第 2 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	<input type="checkbox"/>
5	私は、中小企業者が継続的な賃上げを行える環境を整備することを目的とした本補助金の趣旨を理解しました。また、本申請における事業計画は、人員の雇止め等を本旨としたものではなく、従業員の賃上げに向けた取組に努めます。	<input type="checkbox"/>
6	私は、補助金の交付後、国又は吹田市が効果検証のため実施する調査等に応じるとともに、必要に応じて結果を開示する可能性があることを了解しました。	<input type="checkbox"/>

2 申請内容

設備を導入する 市内事業所(店舗)	事業所(店舗)名
	所在地 吹田市
設備の名称	
設備投資の概要	(導入する設備の詳細や用途、設備投資による効果等)
発注・契約(予定)日	令和 年 月 日
納品(予定)日	令和 年 月 日
支払(予定)日	令和 年 月 日

企業概要書

事業者名(屋号)			
代表者氏名			
設立年月日	年 月 日	資本金 (法人のみ)	千円
本店所在地			
その他市内拠点等名称 及び所在地			
全従業員数	人	市内在住従業員数	人
業種			
主な事業内容			
過去3期分の業績 (個人の場合は過去3年分)	期 年 / 月		売 上 高
	前期	第 期 /	千円
	前々期	第 期 /	千円
	前々々期	第 期 /	千円
直近の決算期における 主要事業・製品名 及び構成比率	事業・製品名		構成比率
	①		%
	②		%
	③		%
企業略歴			
企業の意思 決定の可否	本店所在地欄に記された事業所において企業の意思決定が 可 ・ 不可 (該当するものに丸)		

※ その他企業パンフレット、製品カタログ等があれば添付してください。

事業計画書

1	事業の現況	事業概要（業態、取扱製品、売上構成等を踏まえた現状）
		主な顧客（販売先、利用者等）
		人員体制（事業に対する人員の構成、年代等の概略）
2	現状の問題点	「1 事業の現況」の中で、事業の課題・ネックになっていること ※ 業務フロー等も踏まえて、可能な限り具体的に御記入ください。
3	取組内容	「2 現状の問題点」を解決するための生産性向上に向けた取組 ※ 設備投資によって、どのように課題を解決したいかお示しください。

事業者選定理由書

申請者名称： _____

対象となる設備の名称： _____

1 複数の見積書を徴取したが、最も安価な事業者を選定しない場合

(1) 選定した事業者

名称：

所在地：

(2) 選定結果

事業者名	設備名称(型式等)	金額(円)	選定結果

※必要に応じて行を追加してください。

(3) 選定理由

2 見積書を複数者から徴取できない場合

(1) 選定した事業者

名称：

所在地：

(2) 見積書を複数者から徴取できない理由

様式第5号

吹 第 号
年 月 日

様

吹田市長 ㊟

吹田市中心企業ブーストアップ補助金交付決定通知書

交付申請のあった吹田市中心企業ブーストアップ補助金について、次のとおり交付を決定します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

様式第6号

吹田市中小企業プーストアップ補助金変更交付申請書

令和 年 月 日

吹田市長 宛

申請者 事業所所在地
フリガナ
事業者名(屋号)
代表者役職
フリガナ
代表者氏名
電話番号
担当者名

次のとおり吹田市中小企業プーストアップ補助金の変更交付を申請します。

	変更前	変更後
事業所所在地		
事業者名(屋号)		
代表者氏名		
交付申請額	円	円
その他 (経費、設備名称等)		
変更の理由		

※ 要領8(2)に掲げる書類のうち、その内容が変更されるものを添付してください。

※ 必要に応じて、追加資料を求める場合があります。

様式第7号

吹 第 号
年 月 日

様

吹田市長 ⑨

吹田市中心企業プーストアップ補助金変更交付決定通知書

変更交付申請のあった吹田市中心企業プーストアップ補助金について、次のとおり変更交付を決定します。

1 変更交付決定額 円

2 変更交付の条件

様式第8号

吹田市中小企業ブーストアップ補助金事業完了報告書

年 月 日

吹田市長 宛

報告者 事業所所在地
フリガナ
事業者名(屋号)
代表者役職
フリガナ
代表者氏名
電話番号
担当者名

交付決定(変更交付決定)のあった吹田市中小企業ブーストアップ補助金について、対象事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 事業完了日 年 月 日

2 補助対象経費(税込) _____円

※ 添付書類

- (1) 補助対象事業の実施状況が分かる資料
 - ア 設備等の納品が確認できる書類
 - イ 導入した設備の写真(参考様式2)
- (2) 補助対象経費の支払いを証する書類

様式第9号

吹 第 号
年 月 日

様

吹田市長 ⑨

吹田市中心企業ブーストアップ補助金交付額確定通知書

事業完了報告のあった吹田市中心企業ブーストアップ補助金について、次のとおり交付額を確定します。

1 交付確定額 円

様式第10号

吹田市中心企業ブーストアップ補助金交付請求書

令和 年 月 日

吹田市長 宛

請求者 事業所所在地
フリガナ
事業者名(屋号)
代表者役職
フリガナ
代表者氏名
電話番号
(法人のみ) 請求書発行責任者氏名
(法人のみ) 担当者氏名

交付額確定のあった吹田市中心企業ブーストアップ補助金について、次のとおり交付を請求します。

1 交付請求額 円

2 振込先

銀行 信用金庫 信用組合	支店	預金の種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

※添付書類

補助金の振込先口座の通帳の写し等

参考様式 1

※ 必ずしもこの様式を使用する必要はありません。必要に応じて写真を追加してください。
事業所の状況を確認するため、吹田市から問合せや写真の追加提出を依頼する場合があります。

写真貼付台紙（現況）

事業者名(屋号)： _____

写真の撮影日(補助金の交付申請時)： 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

写真① 事業所の外観

※ 写真を張り付けて紙で提出する場合は、
写真裏面に事業者名(屋号)を記入してください。

写真② 事業所の内観

※ 写真を張り付けて紙で提出する場合は、
写真裏面に事業者名(屋号)を記入してください。

写真貼付台紙（現況）

写真③ 設備等の設置予定場所(設備導入前)

- ※ 写真を張り付けて紙で提出する場合は、
写真裏面に事業者名(屋号)を記入してください。
- ※ 設備投資の内容がソフトウェア等の場合は、
導入予定の関連機器の写真を貼り付けてください。

特記事項(写真について補足したい内容があればご記入ください。)

参考様式 2

※ 必ずしもこの台紙を使用する必要はありません。必要に応じて写真を追加してください。
事業所の状況を確認するため、吹田市から問合せや写真の追加提出を依頼する場合があります。

写真貼付台紙（導入後）

事業者名(屋号)： _____

写真の撮影日(補助金の請求時)： 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

写真① 設備等の全体(設備導入後)

※ 写真を張り付けて紙で提出する場合は、
写真裏面に事業者名(屋号)を記入してください。

写真② 設備等の銘板やラベル等(設備導入後)

※ 写真を張り付けて紙で提出する場合は、
写真裏面に事業者名(屋号)を記入してください。

特記事項(写真について補足したい内容があればご記入ください。)